木村　次郎	あすなろ21懇話会	主たる事務所の所在地　東京都千代田区内幸町一―五―二　六、一〇、三一
八木　哲也	八心会	主たる事務所の所在地　愛知県豊田市神田町一―五―九　東京都新宿区白銀町四―一　東京都千代田区永田町二―一―一　七、五、二六

○総務省告示第三百七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十一月二十五日

総務大臣　林　芳正

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日（令和）
池田　佳隆	池田黎明会	六、一〇、九
務台　俊介	地域政策研究会	六、一二、八

○農林水産省告示第千七百五十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第千四十五号（南アフリカ共和国から発送され他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにエスワティニから発送され、南アフリカ共和国を経由し、かつ、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　封印	四　封印
㈠　（略）	㈠　（略）
㈡　冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。	㈡　海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。
㈢　冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。	㈢　海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。
五　消毒	五　消毒
㈠　低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて生果実の中心部が摂氏零下〇・六度になった後、引き続き十二日間（クレメンティンにあっては、十四日間）、その温度±〇・六度で消毒すること。	㈠　低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて生果実の中心部が摂氏零下〇・六度になった後、引き続き十二日間（クレメンティンにあっては、十四日間）、その温度で消毒すること。
㈡・㈢　（略）	㈡・㈢　（略）
㈣　低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて㈠の消毒を行う場合にあっては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	（新設）

○農林水産省告示第千七百五十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第八の規定に基づき、昭和六十三年十一月二十九日農林水産省告示第千八百八十六号（スペインから発送されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスウィートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　消毒	四　消毒
㈠　スペイン内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）又は冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）若しくはコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において、次の方法による消毒が行われたものであること。	㈠　スペイン内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）又は海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）若しくはコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において、次の方法による消毒が行われたものであること。
ア・イ　（略）	ア・イ　（略）
㈡・㈢　（略）	㈡・㈢　（新設）
㈣　低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて㈠の消毒を行う場合にあっては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	（新設）

○農林水産省告示第千七百五十四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六の規定に基づき、平成二年三月二十日農林水産省告示第四百三十八号（イスラエルから発送されるシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和